

## 八幡市障がい者計画等策定支援業務評価基準

この基準は、八幡市障がい者計画等策定支援業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公募型プロポーザル方式における提案を評価するための基準として示す。

### 1. 審査及び評価の実施について

評価委員会は、提案書及びプレゼンテーション・ヒアリング（プレゼンテーション約20分、質疑応答約15分）により審査及び評価を行う。この場合において、審査及び評価は各委員の総合的な判断に委ねるものとし、議論又は相談を行わない。

### 2. 評価基準

#### ①評価基準及びその配点

#### 評価基準及び配点

評価基準		配点
評価項目	説明	
ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八幡市の障がい福祉及び障がい児福祉の現状と課題の分析手法（5点）</li> <li>・調査の概要と考え方（5点）</li> <li>・調査で取上げる項目・設問設計について（5点）</li> <li>・調査結果の分析手法とそのモデルについて（10点）</li> </ul>	／25
計画策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の基本的な考え方と施策体系の提案（5点）</li> <li>・貴社が考える計画素案の構成と内容（5点）</li> <li>・ニーズ調査結果からの目標数値設定方法と提供体制の確保手法（5点）</li> <li>・本市の相談支援の有効な活用方法とその理由（5点）</li> <li>・計画推進に向けた手法（5点）</li> </ul>	／25
情報把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律や国、京都府の動向及び障がい児者施策を取り巻く情勢及他分野関連施策の動向を把握しているか。</li> </ul>	／10

スケジュール	・円滑に遂行できるスケジュールか。	／ 5
業務執行体制	・本業務の円滑な執行に係る指揮命令系統、責任体制。不測の事態であっても適切に対応できる体制か。	／ 10
実績	・過去に計画策定に関する支援や行政施策の計画策定等の実績があり、安心して任せられるか。	／ 5
価格	得点＝配点×最低提案価格/提案価格 ※小数点第1位を四捨五入	／ 20
合計点		／ 100

## ②評価項目ごとの採点基準

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

### 3. 提案者の選定方法

- (1) 評価委員会は、各委員の評価点数を合計し、その合計点数が最も高い提案者を受注候補者とするについて委員全員の合意を得る。ただし、当該提案者の評価点数の平均が60点未満の場合は、受注候補者としない。
- (2) 最高得点の者が複数となった場合は、評価委員会の合議により順位を決定し、本業務の受注候補者として選定する。
- (3) 受注候補者として選定された者が、本公募型プロポーザル方式参加者に必要な資格を満たさないこととなった場合や、辞退を申し出た場合、あるいは事業の継続が困難となった場合等、受注候補者たる資格を喪失したと考えられる場合においては、当該受注候補者を失格とする。この場合、審査結果を踏まえて評価委員が意見交換を行い、次点を選定する。